(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人観光客の誘致を推進するため、受入環境整備を行う事業(以下「外国人観光客受入環境整備事業」という。)に要する費用に対し補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、大野市補助金等交付規則(昭和57年規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に 存する次のいずれかの施設において営業を行っている個人又は法人とする。
 - (1) 飲食施設 食品衛生法 (昭和22年法律第233号) 第55条第1項の許可 を受けた者が同法第54条の営業を営む施設
 - (2) 宿泊施設 旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第3条第1項の許可を受けた者が同法第2条の旅館業を経営している施設
 - (3) 土産物販売店 土産品等の販売場のある施設
 - (4) 文化観光施設 見学、拝観、体験等を目的をした観光客を受け入れる施設
 - (5) 前各号に掲げる施設の複合施設
 - (6) 前各号に定めるもののほか、外国人観光客が観光目的で利用できる施設であって、市長が特に必要と認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものには、補助金を交付しない。
 - (1) 市税を滞納している者
 - (2) 国又は地方公共団体が出資する法人
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12 2号)第3条第1項に基づき許可を受けなければならない事業所

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が外国人観光客の受入れのための環境整備を目的に行う事業に要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)とし、その区分に応じた整備内容、対象基準及び対象経費は、別表に定めるとおりとする。ただし、他の補助金等の対象と

なる経費を除く。

(補助金の額等)

- 第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、5万円を限度として予 算の範囲内で交付するものとする。
- 2 同一補助対象者への補助金の交付は、1の年度当たり1回を限度とする。 (補助金の交付の制限)
- 第5条 虚偽申請等不正事由が発覚した場合には、補助金の交付決定の全部又は一 部を取り消すことができる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第5条第1項の規定により、 補助事業に着手する前に、大野市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付申請 書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書その他の書類の提出があったときは、その 内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し当該申請者に補助金 等交付指令書(規則様式第4号)を交付するものとする。

(申請事項の変更等)

- 第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請に 係る事項を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、大野市外国人観光 客受入環境整備事業補助金交付変更申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて 市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更後の補助対象事業に対する補助金の交付を決定し当該申請者に補助金等変更交付指令書(様式第5号)を交付するものとする。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により、 速やかに補助事業等完了実績報告書(規則様式第5号)に次に掲げる書類を添え て市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績書(規則様式第6号)
 - (2) 収支決算書(規則様式第7号)
 - (3) 事業の実施内容が分かる写真、パンフレット等の成果品

- (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(関係図書の保存)

第10条 補助事業者は、当該補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、 収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を、対象事業が完了した日から5年 間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条に 規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1 (第3条関係)

区分	整備内容	対象基準	対象経費
	(1) 施設の名称、種別及	(1) 風雨等で容易に破損	委託費
	び営業案内を表示する	しない作成物とする。	印刷費
	看板等の設置	(2) 外国語表記に対応す	翻訳費
	(2) 施設利用者の誘導を	るための新規設置又は	工事請負費
外国語表記	目的とした案内表示等	付け替え、張替え等を	物品購入費
介国	の設置	対象とする。	
	(3) 施設内設備の利用方	(3) 大野市屋外広告物条	
	法、施設の概要、展示	例(平成21年条例第	
	品等の説明を記した看	18号)で定める基準	
	板等の設置	に適合するもの	
	(1) 外国語の食事メニュ	(1) 料理写真の掲載や使	委託費
	一の作成及び配備	用食材の表記等、外国	印刷費
		人に分かりやすく、安	翻訳費
		心して利用できる内容	物品購入費
		とする。	
カ豆部リー		(2) 外国語メニューの配	
外国語メニュ		備について、外国人向	
		けに表示するものとす	
		る。	
		(3) 既存の外国語メニュ	
		一の修正及び改訂に係	
		る経費は対象外とす	
		る。	
	(1) 施設や商品などを P	(1) 施設や商品などの名	委託費
外国語パンフ	Rするための外国語パ	称、種別、連絡先、営	印刷費
レット	ンフレットの製作及び	業時間、料金(目安を	翻訳費
	配布(合計500部以	含む。)等、外国人に	

	上作成する場合に限	必要な情報を明記す	
	る。)	る。	
		(2) 既存パンフレットの	
		増刷及び改訂に係る経	
		費は対象外とする。	
	(1) 施設や商品などを P	(1) 既存の外国語ホーム	委託費
	Rするためのホームペ	ページの修正及び改訂	翻訳費
外国語ホーム	ージの製作	に係る経費は対象外と	登録料
ページ	(2) 外国人向けの宿泊予	する。	
	約サイトへの登録		
	(1) 無線LANルーター	(1) 施設利用者が無料で	工事請負費
	機器本体の購入及び設	利用できるものとし、	物品購入費
	置	安全に利用できるよう	
	(2) 新規通信回線の開設	対策を講じるものとす	
	(3) 施設內配線整備	る。	
	(4) 無線LAN設置に係	(2) 利用ができることを	
	る設計及び工事	外国人向けに表示する	
fur vizi T. A. D.I.		ものとする。	
無線LAN		(3) 新規設置を対象と	
		し、既存の機器の交換	
		及び更新に係る経費は	
		対象外とする。	
		(4) 利用エリアを拡大す	
		るために、新たな機器	
		を設置する経費は対象	
		とする。	
	(1) キャッシュレス決済	(1) キャッシュレス決済	工事請負費
キャッシュレ	(クレジットカード、	ができることを外国人	物品購入費
ス決済	電子マネーQRコード	向けに表示する。	

	決済等)サービス端末	(2) 既存機器の増設及び	
	の購入及び設置	更新に係る経費は対象	
	(2) 新規通信回線の開設	外とする。	
	(3) 施設內配線整備		
	(1) ウェアラブル翻訳	(1) 付属品は対象外とす	物品購入費
多言語音声翻	機、対面翻訳機等の多	る。	
訳システム機	言語音声翻訳システム	(2) 既存機器の更新に係	
器	機器の購入及び設置	る経費は対象外とす	
		る。	

年 月 日

大野市長 様

住所又は所在地 申請者 商号又は名称 代表者氏名

大野市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり大野市外国人観光客受入環境整備事業を実施 したいので、補助金を交付されたく大野市補助金等交付規則第5条及び大野市外国 人観光客受入環境整備事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申 請します。

なお、この申請に係る審査に必要な範囲において、市税の納入状況を確認するため、市が課税台帳等を閲覧することに同意します。

記

1 補助金交付申請額

- 円
- 2 事業計画書(規則様式第2号)
- 3 収支予算書(規則様式第3号)
- 4 営業の許可を受けていることを証する書類の写し(第2条第1項第1号及び第 2号に掲げるものに限る。)
- 5 その他関係書類 (別紙)

年 月 日

大野市長 様

住所又は所在地 申請者 商号又は名称 代表者氏名

大野市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定を受けた大野市外国人観 光客受入環境整備事業の内容を下記のとおり変更したいので、大野市外国人観光客 受入環境整備事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 (当初) 円 (変更後) 円
- 2 事業変更計画書(様式第3号)
- 3 収支変更予算書(様式第4号)
- 4 その他関係書類(別紙)

事業変更計画書

1	補助事業等の名	称 大野市外国人観光客受入環境整備事業			事業		
2	2 事業目的						
3	3 補助事業等実施予		着工		年	月	日
	定年月日		完 成		年	月	日
	4 事業の内容及 び経費の区分		事業種目	金 額		事業内容	摘 要
4					円		
$\frac{4}{}$							
			計				

様式第4号(第8条関係)

収支変更予算書

収入の部

区分	変更後予算額	変更前予算額	比較増減	摘 要
市補助金	円	円	円	
計				

支出の部

区分	変更後予算額	変更前予算額	比較増減	摘 要
費	円	円	円	
計				

様式第5号(第8条関係)

大野市指令第 号

商号又は名称

代表者

年 月 日付けで変更交付申請のあった大野市外国人観光客受入環境整備事業補助金について、大野市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け変更交 付申請書のとおりとする。
- 2 変更後の補助金の額は 円とする。
- 3 大野市補助金等交付規則第12条に該当するときは、補助金等の交付決定の全 部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等完了実績報告書及び請求書に指令書写しを添えて提出すること。
- 5 交付した補助金については、その使途及び経理状況について市の監査を受ける ことがある。